

# 熊本県公報

第 1 1 5 8 3 号  
平成 19 年 8 月 6 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定（訪問介護）……………(高齢者支援総室) 1
  - 指定介護予防サービス事業所の指定（介護予防訪問介護）……………( " ) 1
  - 障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止……………(障害者支援総室) 1
  - 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
  - 道路の供用開始……………( " ) 2
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見……………(商工政策課) 2
- 登 載 依 頼**
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙人名簿登録基準日、登録日及び縦覧期間……………(選挙管理委員会) 3
  - 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所……………( " ) 3

## 告 示

**熊本県告示第 671 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 19 年 8 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
「とんがり帽子」訪問介護所 下益城郡城南町今吉野 1020 番地	医療法人社団井上会	平成 19 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 672 号**  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。  
平成 19 年 8 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
「とんがり帽子」訪問介護所 下益城郡城南町今吉野 1020 番地	医療法人社団井上会	平成 19 年 8 月 1 日

**熊本県告示第 673 号**  
障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。  
平成 19 年 8 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 芦北水俣ケアセンター	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番	平成 19 年 7 月 1 日	4311900015	居宅介護及び重度訪問

葦北郡芦北町大字芦北 2593-2	1 号 樋口 公一			介護
-------------------	--------------	--	--	----

**熊本県告示第 674 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	325 号	菊池市森北字迫畑 1084 番 1 地先から 同市旭志伊坂字西一町田 55 番 1 地先まで	前	11.2 ～ 29.5	842.5	交通連携 国道
			後	24.0 ～ 42.9	842.5	
主要 地方 道	人吉水上 線	球磨郡錦町大字木上東字七代 143 番 5 地先から 同所 140 番 2 地先まで	前	11.8 ～ 13.1	48.6	単防災
			後	11.8 ～ 23.5	48.6	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 8 月 6 日

**熊本県告示第 675 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 8 月 6 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	265 号	阿蘇市一の宮町坂梨字牧下 3366 番 2 地先から 同所 3366 番 2 地先まで	38.4	仮設迂回路

2 供用を開始する期日 平成 19 年 8 月 7 日

**公 告**

**熊本県公告第 675 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 19 年 3 月 14 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) シュロアモール長嶺  
熊本市長嶺西一丁目 2331-37
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 8 月 6 日から平成 19 年 9 月 6 日まで

**登載依頼****熊本県選挙管理委員会告示第 73 号**

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条第 2 項及び同法第 23 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 8 月 26 日執行予定の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙を行うことに伴う選挙人名簿の登録等を次のとおり行う。

平成 19 年 8 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 被登録資格の  
決定の基準日 平成 19 年 8 月 16 日  
(ただし、年齢については平成 19 年 8 月 26 日)
- 2 登録日 平成 19 年 8 月 16 日
- 3 縦覧期間 平成 19 年 8 月 17 日  
(午前 8 時 30 分から午後 5 時まで)

**熊本県選挙管理委員会告示第 74 号**

平成 19 年 8 月 26 日執行予定の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

平成 19 年 8 月 6 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

合志市選挙管理委員会事務局(合志市竹迫 2140 番地)

ただし、候補者届及び候補者辞退届の受付は、8 月 17 日午前 8 時 30 分から正午までは合志市合志庁舎 2 階中会議室(合志市竹迫 2140 番地)、正午から午後 5 時までは合志市選挙管理委員会事務局(合志市竹迫 2140 番地)の選挙長の定める場所で行う。

